

特別会員の承認について

平成16年5月12日
社団法人 東京都自動車整備振興会

定款改正に伴い、特別会員として規定する「国、地方公共団体又は学校法人が有する自動車分解整備事業場」であり、入会申し入れがあった下記事業場を定款第5条第3号に定める特別会員とする。

記

平成16年4月30日現在

認証番号	事業場名	所在地
2023	東京工業大学自動車部	目黒区
3434	早稲田大学自動車部整備工場	新宿区
3847	港区港東清掃事務所	港区
6481	江東区深川清掃事務所	江東区
9237	足立区足立西清掃事業所	足立区
9606	中央大学学友会 体育連盟自動車部	八王子市
10834	東京都立墨田工業高等学校 自動車科	江東区

以上7事業場

備考： 上記7事業場は、平成16年2月1日から4月30日までの申し入れ事業場。
4月30日現在における特別会員事業場総数は61事業場。